

令和2年11月25日

令和2年11月30日追記

「青森くるま旅キャンペーン」 宿泊者向け無料送迎キャンペーン 助成概要

県は、新型コロナウイルス感染症の流行により落ち込んでいる本県への観光需要を生み出すことを目的とした「青森くるま旅キャンペーン」を実施しています。

「宿泊者向け無料送迎キャンペーン」では、冬季誘客の増進とタクシー利用の促進を図るため、県内宿泊事業者が宿泊者に向けて実施する交通施設から宿泊施設までの無料送迎（往路）に対して、送迎に係るタクシー料金を助成します。

1 キャンペーン実施期間

令和3年1月1日～令和3年3月14日

2 キャンペーン助成金の交付対象事業者

- ・県が実施する「あおり観光新型コロナ対策推進施設」に登録済みの宿泊事業者
- ・本キャンペーン参加に際し、新規登録を行う宿泊事業者（11月30日追記）
 - ・旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項から第4項の営業許可など、当該施設を運営するうえで必要な許可を得ていること。
 - ・「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」（昭和23年法律第122号）の第2条第6項第4号に規定される施設ではないこと。
 - ・「青森県暴力団排除条例」（平成23年3月18日青森県条例第9号）を遵守する施設であること。
 - ・その他公序良俗に反しない施設であること。

3 対象となる取組

宿泊事業者が宿泊者に対して行う、空港や駅などの交通施設から宿泊施設までの、往路のタクシー無料送迎サービス

4 助成金の額（割引額）

往路無料送迎に係るタクシー料金の実費額（上限6,000円）

5 助成要件

- （1）交付対象事業者は、全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会、日本旅館協会、全日本シティホテル連盟が公表している「宿泊施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン」に基づき、適切に感染予防対策を実施すること。
- （2）対象となる送迎は、令和3年1月1日から令和3年3月14日までに本県内の宿泊施設に宿泊する際の、空港または駅から宿泊施設への移動に係る往路分のタクシー送迎とし、県が定めた送迎ルールに則った行程であること。
- （3）交付対象事業者は、無料送迎の内容がわかる書類（実施日時、金額、乗車人数等）、タクシー事業者からの請求書及び支払い実績の分かる書類（領収書等）を、事務局に提出すること。
- （4）本キャンペーンによる無料送迎を実施する場合は、無料で送迎を実施している旨をホームページ等に掲載すること。無料送迎サービス付き宿泊プランを造成・販売してもよい。

助成金（割引）額	対象となる取組	助成対象事業者
往路無料送迎に係るタクシー料金の実費額（上限 6,000 円）	宿泊者に対する、空港や駅などの交通施設から宿泊施設への、往路のタクシー無料送迎サービス	宿泊事業者 ※あおり観光新型コロナ対策推進施設であること

●事業の流れ ※下記「青森くるま旅キャンペーン助成実施フロー」と併せてご覧ください

1. 本キャンペーンへの参加を希望する事業者には、助成金対象事業者の認定に向けた申請を行っていただきます。
2. 事務局から助成金対象事業者に認定したことを通知します。（以下、認定された事業者を「助成認定事業者」と呼びます）

※販売数は、県と事務局が協議の上、決定します。

※決定した販売数について、販売状況に応じて、販売数の調整を行う場合があります。

※本キャンペーン期間内に、当初配分した販売数の完売が見込まれる事業者については、販売数の再配分（追加）を行う場合があります。

3. 助成認定事業者には、本キャンペーンの取組に沿った商品を販売していただきます。
4. 助成認定事業者に対する助成金の交付は、交付申請書に基づき、本キャンペーン期間内の月単位で行います。交付申請書は、原則、対象月の翌月 10 日までに事務局に提出してください。

※2021 年 3 月のみ、3 月 19 日を交付申請締め切りとします。

5. 事務局から助成金の交付決定を通知します。この時、請求可能な助成金の額が提示されます。

6. 助成認定事業者は、交付決定通知で示された助成金額の請求が可能です。助成金請求は、**交付決定通知を受けた日の翌日から起算して 14 日以内**に行ってください。

※2021 年 3 月のみ、3 月 26 日を助成金の請求締め切りとします。

7. 事務局は、請求書を受理し審査した後、速やかに指定口座に支払います。

以後、本キャンペーン終了まで 3～7 を繰り返します

「青森くるま旅キャンペーン」助成実施フロー

